

定期監査の結果に基づく措置

(令和2年9月7日 実施)

児島支所 産業課

調査事項	観光施設使用料について
指摘事項	観光施設使用料について、算定誤りがあり、過少に請求していたので、関係規程に従い適正な事務処理をされたい。
措置	<p>児島観光港の事務室使用料についての算定誤りがあり、24円過少徴収していたものであります。</p> <p>令和2年10月5日に、過少請求分に対して、徴収を完了いたしました。</p> <p>今後は、関係条例等に基づき適正な事務処理をまいります。</p>

定期監査の結果に基づく措置

(令和2年9月2日 実施)

庄支所

調査事項	修繕料について
指摘事項	山道樋門関連水管理制御設備修繕について、令和元年度中に修繕を行っていたが、予算不足を理由に令和2年度に支払いを行っていたため、関係法令等に基づき適正な事務処理をされたい。
措置	予算不足が想定される場合には、令達元部署への補正予算要求や予算流用、繰越明許などの対応策があることを担当係員に十分に認識させるとともに、作業工程に関して修繕業者との連絡調整を徹底し、今後はこのような指摘を受けることのないよう、地方自治法、財務規則等関係法令に基づき、厳格なチェックの上、支払い事務を行ってまいります。

定期監査の結果に基づく措置

(令和2年9月2日 実施)

庄支所

調査事項	委託業務について
指摘事項	<p>庄新町52号線道路清掃業務委託について、次の事項に不備が見受けられたので、適正な事務処理をされたい。</p> <p>(1) 平成30年度実績に係る支払いが、令和元年度の予算により支出されているものが見受けられた。</p> <p>(2) 件名とは異なる、二子地区内の清掃業務について支出されているものが見受けられた。</p>
措置	<p>予算不足が想定される場合には、令達元部署への補正予算要求や予算流用、繰越明許などの対応策があることを担当係員に十分に認識させ、今後は関係法令等を遵守し、委託業者の作業進捗状況を適切に管理し、業務を行ってまいります。</p> <p>また、件名と異なる箇所の作業を含めて支払いを行ったことは、目的外の支出であり、安易にそのような支払い事務を行った担当者一同、猛省しているところです。公金を取り扱っているということを再度自覚し、今後は厳格なチェックを行ってまいります。</p>